

# ブリクジット 英国の欧州連合(EU)離脱： 国家間条約と緊張、そして国民投票

ジム・マコーガン(Jim McCaughan) / プリンシパル・グローバル・インベスターズ最高経営責任者(CEO)

## ハイライト：

- 6月23日、英国の欧州連合(EU)残留か離脱かを問う国民投票が行われる。投票で離脱となれば、経済的・政治的な欧州連合(EU)との結び付きから抜けることとなる。
- パリ条約、ローマ条約およびマーストリヒト条約（1992年）は、現在の状況を歴史的に知るうえで非常に役立つ。
- ユーロという統一通貨を持つことで、加盟各国は徐々に財政統合と共通の金融規制を深め、金融活動をサポートし合ってきた。しかしながら、ほとんどの加盟国において反対派がいることも事実。
- 英国の欧州連合(EU)残留が決定すれば、多大なリスクと不確実性が排除される。もし離脱となれば、その影響は計り知れない。
- 英国離脱のリスクはユーロ域内限定のものではなく、グローバル規模で重要な意味を持つ。

元英国首相クレメント・アトリー氏は控えめな人物で、第二次世界大戦後に英国首相に任命された際、彼自身驚いたという。労働党のリーダーであったアトリーは、カリスマ性があるとはいささか言いにくいですが、客観的で冷静な人物だった。そして、欧州連合離脱への国民投票の声を初めて統率した人の一人であったかもしれない。

6月23日英国の国民投票が行われる予定となっており、欧州連合(EU)の加盟国として残留するか、または経済的・政治的な結び付きから離脱することが決まる。欧州連合(EU)と英国の中途半端な関係のルーツは第二次世界大戦後までさかのぼるので、これを理解することは現在の状況とマーケットへの影響を考察するうえで重要である。

## ●EUと3つの国家間条約の歴史

第二次世界大戦直後、パリ条約のもとベルギー、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ルクセンブルグにより**欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)**が設立された。国家間の結び付きを深め、その後の欧州大陸での武力衝突を避ける目的であった。パリ条約は1951年調印され、銅、石炭産業が国を超えて共通の市場をもつこととなった。

ウィンストン・チャーチルのもと英国は「結束した欧州」への道をたどろうとし、実際に「The United States of Europe」という表現を使うこともあった。この外交政策が変化したのは戦後、アトリーの時代だ。その時点ですでにパリ条約のもと欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)が調定されていたが、アトリーは英国の銅、石炭を国有化していたため、国を超えた団体にその実権を譲渡することに乗り気ではなかった。英国は、ヨーロッパと一定の距離を置いた関係を築き始めていたのだ。

実際、のちにアトリーは、その最後の演説で次の様に述べたが、これは彼の意見を端的に表している。

「いわゆる“共通市場”はよく知られた6か国で構成されているが、我が国がそのうち4か国を他の2か国から多大の財政的犠牲と人命をかけて救ったのは、ごく最近のことだ。」

# 欧州域内の条約年表と、 英国の条約への対応

『欧州連合（EU）設立のなりたち』と『英国との関係の歴史』は現在の状況、市場への影響を考えるうえで重要である。

1951

**パリ条約**  
欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)が設立。  
英国は不参加。

1985

**シェンゲン協定**  
協定国家間において入国管理なしで国境を超えることを許可する協定。  
英国は安全保障上の懸念から見合わせた。

1992

**マーストリヒト条約**  
これまでのすべての事項を批准し、欧州経済共同(EEC)加盟国による単一通貨の設定に乗り出した。英国は統一された金融体なしの単一通貨は不安定である、との考えからオプト・アウト(免除規定)を求めた。これにより、本共同体名称は「欧州経済共同体(EEC)」から「欧州連合(EU)」となる。

1957

**ローマ条約**  
欧州経済共同体(EEC)が設立。  
のちの欧州諸共同体(EC)の前身で、自由貿易を目的として設立。  
英国は設立から16年後の1973年より参加。

1986

**単一欧州議定書(SEA)**  
モノ、人、サービス、資本の自由な移動を目的としてローマ条約を修正したもの。

1957年、**ローマ条約**により「**欧州経済共同体(EEC)**」が設立された。のちの「**欧州諸共同体(EC)**」の前身である。欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)を設立した6か国により欧州経済共同体(EEC)もその名のとおり自由貿易を目的とした。さらに、欧州経済共同体(EEC)同様、国家間の政治的結び付きを深め、20世紀前半にヨーロッパのみならず世界中いたるところを破壊しつくした戦争の再勃発を避ける目的もあった。

英国がようやくこれに批准したのは、設立より16年後だった。1973年、デンマーク、アイルランド、英国が自由貿易エリアに加盟。しかしながら英国の場合には、政治的結び付きに関して民意は一致していなかった。当初EECの恩恵というのは多くの国にとって期待外れだったため、1986年「**単一欧州議定書(SEA)**」に修正された。これはとりわけ、モノ、人、サービス、資本の自由な移動を目的とした。言い換えれば、単一欧州議定書(SEA)は自由貿易圏拡大の意味を持つものだった。また本議定書により意思決定のプロセスが簡略化され、加盟支持国の「より密接な共同体」推進を容認したとも言える。

「より密接な共同体」に関しては、英国や北欧の国々からはまったく支持を得られなかった。単一通貨ユーロの導入から10年以上経った現在に至っても、銀行同盟への移行はいまだ行き詰まったままである。

1985年、当時10か国が加盟していた欧州経済共同体(EEC)は**シェンゲン協定**を締結し、協定国間は入国管理、税関審査なしで通過できるようになった。しかし、英国をはじめとする5か国は安全保障上の懸念を表明、この協定を締結しなかった。

1992年の**マーストリヒト条約**はこれまでのすべての事項を批准し、1999年より使用が開始されることとなる単一通貨ユーロの創設へと乗り出した。英国とデンマークはオプト・アウト(免除規定)を求めた。その理由は財政統合されないままの単一通貨は不安定である、との考えによるところが大きい。より多くの国家が関わっているとの認識により、マーストリヒト条約後、欧州経済共同体(EEC)は**欧州連合(EU)**へとその名を変えた。その後も2004年と2007年に加盟国が増え、現在28加盟国、5億人を超える人口を抱える共同体となっている。



## ●緊張の背景

これらの条約制定の合間にも、欧州連合(EU)内の派閥間緊張は高まっていった。まず英国を筆頭として自由貿易を第一に求めるグループがある。その一方で、「より親密な共同体」を強く求める動きもある。これは、欧州連合(EU)の事実上の首都であるブラッセルに集まったグループで、特にフランスやイタリアから強く支持されている。これらの派閥争いはいまだ深刻である。

コンセンサス上は、単一市場はこれまでのところ成功していると考えられているが、通貨ユーロと人の移動を自由にしたシェンゲン協定は折りにふれて問題を引き起こしてきた。同じ出来事を異なる視点で見ると、まったく違った結論に到達する。つまり、統合論者は法的な改善策として「より密接な欧州共同体」を主張し、一方で懐疑論者はいつも決まって「だから言ったじゃないか」と問題視はするものの、解決策を見出そうとはしない。

欧州連合(EU)と通貨ユーロの形成により域内の金利が収束してドイツ国債レベルにまで下がる、というのとてつもなく間違った期待が浮かび上がり、欧州債務危機を引き起こした。銀行が国債に対する引当金を保有しなくともよい、とした規定が債務危機をより一層加速させた。欧州の銀行は、南欧諸国の長期的返済能力のリスクに配慮することなく高金利債券に傾倒した。

統一通貨をもつことでユーロ圏の国々は徐々に経済統合と統一規制、金融活動を深めてきた。しかし前述したように、フランスやドイツにさえも反対派は存在しており、右派のポピュリストは、政府に対して欧州連合(EU)からの離脱を要求し、財政収入が南欧諸国に投入されることで自国が弱体化する恐れがあると主張している。

## ブリクジット英国の欧州連合(EU)離脱とスコットランド独立

興味深いという点で、ブリクジット国民投票は2014年のスコットランド独立の国民投票に匹敵する。評論家たちは、両派は完全に均衡していると伝えた。しかし結果的には反独立派が圧倒的多数だった。

英国の国民投票での残留選択は、単にその後の不確実な状況を回避したいだけという可能性もあるが、独立しそこねたスコットランドは欧州連合(EU)の一員でありたいという強い意向を持っていた。ブリクジット国民投票の次には、再度スコットランド独立の強い要求が起こるのではないかと。

万が一スコットランド独立となれば、欧州連合(EU)再加盟にはかなりの時間が必要となる。スペインやベルギーといった、州独立派を内包する国々はスコットランド再加盟に大反対するだろうし、欧州連合(EU)再加盟が承認されるとすれば、スコットランドは通貨ユーロを使用せざるを得なくなるかもしれない。

シェンゲン協定は労働者が職を求めて移動する自由をもたらし、単なる移動という意味では非常に楽になった。石油ブームの流れとともに米国内のミシシッピからノースダコタへと労働者が自由に移動できるようになら変わりない。しかし、シェンゲン協定が国家間の言語や文化の違いをも解決したわけではない。

昨年、移民問題について更なる緊張が高まった。当初、ヨーロッパに入る移民はギリシャを通過すればシェンゲン協定を締結している国々のどこへでも制限なく移動が許されていた。この問題から今では、域内の多くの国境では入国管理が厳格化され、また「欧州共同体」を求める考えが後退しつつある。

本文執筆時点では詳細不明ではあるが、卑劣なテロ攻撃がベルギーで起こった。我々は今、悲劇的な犠牲者に目を向けているが、こういった事例が、シェンゲン協定によって加盟域内を自由に移動できることはセキュリティ上どうなのか、という論争となることは間違いない。

# 英国の欧州連合（EU）離脱はグローバル規模のリスク。 単なる欧州地域限定のものではない。

ジム・マコーガン(Jim McCaughan)/ プリンシパル・グローバル・インベスターズ最高経営責任者(CEO)

## ● 国民投票とその影響

欧州統合への懸念を抱いているのは英国だけではないが、6月23日には、欧州連合(EU)諸国の中で初めて、そこから離脱を論点にした国民投票を行うことになる。この国民投票は、デビッド・キャメロン首相が自身の保守派党内の「欧州連合(EU)懐疑派」を鎮めるため実施を決定した。当初は圧倒的な勝利が予想されていたのだが、現在のところ両者拮抗しているようだ。

ブリクジット (Brexit) は 'Britain' と 'exit' を掛け合わせた造語で、一般的に自由貿易とグローバル化の恩恵を享受していない人々から支持されている。また、主にイングランド人による行き過ぎた愛国主義が反欧州連合(EU)に反映している。欧州連合(EU)支持派には高等教育を受けた人やヨーロッパ諸国を頻繁に旅行する人が多い。政治家たちの賛否に関しても最終結果を予想するのは難しく、現段階では成否は半々のように見える。

英国の欧州連合(EU)残留が決定すればリスクと不確実さを取り除くことになり、欧州連合(EU)圏と英国の経済、市場にとってポジティブなことだ。離脱となった時の影響は、現時点では計り知れない。英国は通貨ユーロ参加国ではなく、シェンゲン協定にも加盟していない為、これらの側面での影響は少ないだろう。

問題は、離脱の条件としてどういう交渉がなされるか、特に英国が統一欧州市場へどの様にアクセスできるのが問題になる。楽観的に考えると、英国はノルウェーやスイスのような自由貿易を交渉することができるだろう。ノルウェー、スイスの2か国は主に自身のマーケットのため欧州連合(EU)非加盟国だが、この楽観論は、この2か国の経済規模が欧州連合(EU)内の主な産業規模でずっと小さいという事実を無視している。

実際問題として、欧州連合(EU)の離脱した英国に対する態度は敵対的になるだろう。先日ドイツの財務大臣ヴォルフガング・ショイブレは、英国は単一市場から事実上排除されるべきだと述べた。最近のBBCのインタビューで、彼はこう話している。「我々は極めて厳しい交渉をすることになるだろう。欧州連合(EU)にとっても非常に大変な交渉となる。また何年にもわたり不安定な状態が続くことになり、これは英国、欧州大陸、ひいては世界経済にとって障害と成りうる。」

したがって、英国がブリクジットの交渉が自国にとって有利な状況になる、と仮定するのは危険だろう。それでは、もし英国の単一欧州市場へのアクセスに制限がかけられた場合は何が起きるだろうか？ 欧州連合(EU)が絶対的な英国の貿易相手というわけではない。つまり英国からの輸出にはなんらかの関税がかけられることになるだろう。また、基準の異なる自動車製品や医薬品は貿易制限となる可能性もある。

近年ロンドン完全にヨーロッパの金融の中心地となっている。規制や制限の変更によりロンドンでの金融サービスの雇用が20%減少するかもしれない、と予想するアナリストもいる。

ブリクジット国民投票の1-2年後、英国のGDPは2-5%減少するとの試算もある。これは欧州圏の景気後退をも引き起こしかねない。貿易の波及効果は、目に見える形でグローバル経済成長に影響がある。また、もし米国が貿易政策に関して欧州連合(EU)に足並みを揃えるような場合には、とりわけ大きな影響を与えるだろう。

**結論：**英国離脱のリスクは単にヨーロッパという地域に限定されるものではなく、世界的に重要な意味を持つ。

特に、経済的ダメージは株式市場にとってネガティブ要因であり、中央銀行はユーロとポンド両通貨の政策金利をゼロ、もしくはほぼゼロに保つことになるだろう。

## Disclosures

本書は情報の提供のみを目的として作成されたものです。本書中の情報は、弊社及びプリンシパル・ファイナンシャル・グループの関連会社において信頼できると考える情報源に基づいて作成していますが、適用法令にて規定されるものを除き、本書中の情報・意見等の公正性、正確性、妥当性、完全性等を保証するものではありません。本書中の分析、意見等はその前提が変更された場合には、変更が必要となる性質を含んでいます。本書中の情報は、弊社の文書による事前の同意が無い限り、その全部又は一部をコピーすることや配布することは出来ません。

また、本書中の情報はあくまでも投資に関する一般的なものであり、投資に関する完全な情報が記載されているものとして依拠されるべきではありません。本書中の情報は貴社の投資目的、特定のニーズ、または財政状況を考慮したものではありません。投資判断をする前には、その投資がお客様の投資目的、特定のニーズ、および財政状態にとって適切であるかをご検討ください。

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー 11階

電話：03-3519-7880（代表） ファックス：03-3519-6410

代表者：代表取締役社長 板垣 均

ホームページ：<http://www.principalglobal.jp>

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第462号

一般社団法人 日本投資顧問業協会：第011-01627号